破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５６６５号
東京都渋谷区鶯谷町１番５号
破産者　渋谷重機株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２１号
東京都中央区新川２丁目８番４号
破産者　ジャパンクオリティ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３９号
神奈川県相模原市中央区田名5055―８、開始決定時の住所神奈川県相模原市緑区若葉台３丁目３－３
破産者　内藤　澄好
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６４０号
埼玉県所沢市大字荒幡216―21
破産者　上野　裕之
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地　シンコーミュージックプラザビル３階
破産者　エフジェイ・ドットコム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５号
東京都練馬区光が丘２丁目10―１―2104
破産者　峰岸不二男
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７号
東京都東村山市青葉町３丁目２―30
破産者　星　　学
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７９号
東京都三鷹市深大寺２丁目36―20―202
破産者　佐々治三郎
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２号
東京都大田区大森西３丁目28番６号
破産者　株式会社友伸フーズ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１３号
東京都東久留米市下里７丁目８―12―308
破産者　住友　　嵐
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１４号
東京都東久留米市下里７丁目８―12―308
破産者　住友　久子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５６号
東京都葛飾区東四つ木１丁目20―13―504
破産者　中瀬　弘子（旧姓見沢）
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６９号
東京都目黒区東山２丁目10―８―101、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒１丁目13―９－２―302
破産者　石山　武彦
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８５号
東京都中央区湊２丁目12―３―601
破産者　山浦　　瞳
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１３号
東京都練馬区中村北１丁目11―３―1209
破産者　藤田　光一
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５８号
埼玉県川口市並木４丁目６－３―205
破産者　戸張　京子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９６号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目19―12―106
破産者　夏目　結子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０１号
東京都練馬区豊玉南２丁目26―５―306
破産者　森元　敬二
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０２号
東京都江東区亀戸２丁目44―６―1003
破産者　佐藤　政治
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４号
埼玉県狭山市大字青柳63―32―202
破産者　奥原　　武
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３２号
東京都練馬区練馬１丁目22―11―202、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉南３丁目32―35―202
破産者　岡本　千穂
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３６号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目２番地４―1003
破産者　株式会社多摩祥コーポレーション
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部